

千代田区公共基準点使用要領

平成 2 8 年 度

千代田区環境まちづくり部環境まちづくり総務課

(目的)

第1条 この要領は、測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づき千代田区が管理する測量基準点（以下「公共基準点」という。）の使用に關して必要な事項を定め、その管理保全の万全を期することを目的とする。

(定義)

第2条 この要領において公共基準点とは、2級基準点及び3級基準点並びに街区基準点等をいう。

(管理の主体)

第3条 公共基準点の管理保全の主管課は、環境まちづくり部環境まちづくり総務課とする。

(公共基準点の使用手続き)

第4条 使用の申請および承認

- (1) 公共基準点を使用して測量を実施しようとするものは、「公共基準点使用測量承認申請書」（様式第1号）を使用する10日前までに千代田区長へ提出し、承認を受けなければならない。
- (2) 千代田区長は、前項の申請がなされ、その内容に支障がないと認めるときは、「公共基準点使用承認書」（様式第2号）により公共基準点の使用を承認する。
- (3) 測量作業者は、「千代田区公共基準点使用方法」（様式第3号）に従い使用する。

(使用完了時の提出書類)

第5条 提出書類

- (1) 測量作業者は、測量標の使用を完了したときに次の書類を提出する。
 - 1) 千代田区公共基準点使用報告書（様式第4号） 1部
 - 2) 精度管理表（網図添付）
- (2) 測量作業者は、測量標に異常を認めた場合は、「千代田区公共基準点異常報告書」（様式第4号）により報告する。